

補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準

第1 補完観測の成果を使用することができる条件

- (1) 気象業務法第17条第1項の許可を受けた予報業務であること。
- (2) 補完観測施設が本観測施設設置場所から十分な距離を確保している等、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) (1)の予報の種類及び対象区域並びに現象の予想の方法に対して、以下のいずれかを示すことにより、補完観測の成果を使用することが、当該予報業務の適確な遂行に資するものであると確認できること。
 - ・ 補完観測の成果を使用して行う現象の予想の精度
 - ・ 補完観測及び本観測の成果の観測特性を踏まえた予報業務への使用方法
 - ・ その他予報業務の適確な遂行に資するための措置

第2 観測資料の収集

- (1) 補完観測により補完する本観測の成果を適確に収集すること。
- (2) 予報の種類及び対象区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した補完観測資料を収集すること。